

2011年5月3日

## 福島第一原発事故の賠償金は誰が払うのか？ その2

～東京電力にすべての賠償責任を負わせると日本はどうなる？～

4月30日に「福島第一原発事故の賠償責任は誰が払うのか？」を書いたが、その後のニュースを見ると、政府は、「福島第一原発事故の賠償責任は東京電力が負う」という姿勢をはっきりと示した。つまり、原子力事故賠償制度の②のケースを適用し、政府が負担するのは最高1200億円の保険金のみ、それを超える部分は無制限（上限なし）で東京電力に負担させるという方針のようである。

その根拠として枝野長官は、「（過去の国会審議で免責は）人類の予想していないような大きなもので、全く想像を絶する事態などと説明されている。（今回のような）津波によって事故に陥る可能性も指摘されていたし、大変巨大な地震ではあったが、過去（の歴史で）経験している地震だ」と指摘し、③のケースには該当しないとしている。

私はここで、東日本大震災が「巨大で異常な天変地災」であったか、「通常の地震であったか」を問うつもりはない。政府の判断が「過去（の歴史で）経験している地震」というのであれば、それでもいいだろう。政府の言い分が正しいか、東京電力の言い分が正しいかは、法治国家である以上、司法の場で問われるべきだと思うからだ。

万一、この条項の解釈をめぐって政府と東京電力との間に裏取引が行われ、政府が一定の援助をするかわりに、天変地異条項の適用放棄、ないしは、それを争う権利放棄を東電に求めたとすれば、日本は法治国家としての最低限が守られない国になり、国際社会の信頼を一気に失うことになりかねない。未曾有の大災害のもと国民感情に流されて、法治国家としての最低ラインを破ったときにこそ、日本の真の危機が訪れるのではないだろうか。

しかし一方で、仮に東京電力が1200億円を越えるすべての部分を負担するとなったとき、私たち国民にかかる負担は電力料金の値上げだけで済むのだろうか？ 値上げよりもはるかに恐ろしい事態にまで発展するのではないだろうか？ 前回の「誰が負担するのか？」という論点に、もうひとつ「どれくらいの時間を使って負担するのか？」という視点を追加しておきたい。

まず、東京電力の株式について。

多くの投資者（企業・金融機関も含む）は、東京電力の株式が組み込まれた投資信託を保有し、すでに株式価格の下落にともなう投資信託の下落というかたちで、間接的に損害をこうむっている。また、当然のことながら、東京電力の株主は損失を負担する当事者になる。

次に、社債である。

満期まで保有する投資方針という企業が多いと思うが、現在は、満期時に社債が償還されることを期待しつつ動向を見守っている、という投資ポジションを保っている企業も多いだろう。今回の損害賠償の処理スキームによって東京電力が倒産し、社債のデフォルトに至った場合、社債を保有する投資者も損失を負担する当事者となる。

このスキームになった場合、大手金融機関で東京電力の社債を保有していない会社は少ないだろうから、損失負担の当事者は広範囲に及び、金融システム問題に発展する可能性がある。

この「社債も含めてかどうか」という論点には、楽観論と悲観論があると思う。

楽観論： さすがに社債のデフォルトまでに至るスキームを取ることはないだろう。  
悲観論： 民主党政権は、政府の責任回避のために、東京電力の倒産・社債デフォルトまで含めてやりかねない。

この議論の恐ろしいところは、悲観論にさらに先の話があることだ。

さらにその先の悲観論：

社債デフォルトまで手をつけて金融システムの混乱に発展した場合、そのような道を選択したこと自体で、民主党政権の政権能力に国際的な不信が固まる。現状は、「日本は未曾有の大災害から国際社会が驚くスピードで復興するのではないか」という楽観と、「日本はこの大災害を契機に沈み込んでいくのではないか」という悲観との間でマーケットが揺れている状況。市場のコンセンサスとして、「民主党政権のもと、日本が復興することはありえない」ということが形成された場合、雪崩を打って、金融システムが崩壊する可能性が高まる。

このシナリオは、最終的に国民が損失を負担することには変わりはないものの、長期間にわたって増税や電気料金の引き上げというかたちで負担していくのではなく、経済社会の崩壊というかたちで一瞬にして損失を負担する、ということの意味する。

こういった検討から導き出されることは、「誰が負担するか？」ということに加えて、「どのくらいの時間を使って負担するか？」という論点も必要だということだ。

賠償額については、その下の記事「東日本大震災：福島原発事故 賠償第1次指針 損害の線引き課題」に、「メリルリンチ日本証券の8日時点の推計によると、福島第1原発事故収束に半年かけた場合の損害賠償額は、避難住民への補償（精神的苦痛は含まず）や農産物の出荷制限のほか、風評被害も含めると、福島県だけだと2兆7357億円、茨城、栃木、群馬、千葉の4県を加えると1兆21879億円に上る。上田祐介リサーチアナリストは「国の関与なしでは弁済自体が難しい」と指摘する」とある。

---

[http://www.jiji.com/jc/c?g=soc\\_30&k=2011050200275](http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2011050200275)

**東電賠償、上限なし＝「地震、過去に経験」 枝野官房長官**

枝野幸男官房長官は2日の参院予算委員会で、福島第1原発事故をめぐる東京電力の賠償責任に関し、「（東電の免責を可能にする原子力損害賠償法の）ただし書きに当たる可能性はない。（東電の賠償額に）上限はないと考えている」と明言した。福島瑞穂氏（社民）への答弁。

原子力損害賠償法では、原子力事故の賠償責任は事業者が負うと規定しているが、「異常に巨大な天災地変」などによって生じたケースの例外規定も認めている。

これに対し、枝野長官は「（過去の国会審議で免責は）人類の予想していないような大きなもので、全く想像を絶する事態などと説明されている。（今回のような）津波によって事故に陥る可能性も指摘されていたし、大変巨大な地震ではあったが、過去（の歴史で）経験している地震だ」と指摘、免責には当たらないとの見方を改めて強調した。

(2011/05/02-12:56) jijicom

---

<http://mainichi.jp/select/jiken/news/20110429ddm003040104000c.html>

**日本大震災：福島原発事故 賠償第1次指針 損害の線引き課題**

◇風評被害など道筋見えず

国内最大の原子力災害となった東京電力福島第1原発事故。今も事故の影響が続き、被害の全体像がつかめないなか、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が28日、損害賠償の第1次指針を示した。被害補償の第一歩が踏み出されたが、1次指針は政府の指示によって発生した被害のみを基本としている。風評被害や精神的苦痛に対する賠償の道筋は不明で、莫大（ばくだい）な賠償責任を負う東電の支払い態勢も問われる。実際に賠償金が支払われるまでには、多くの壁が待ち受けている。

◇「原子力災害は、風評被害と精神的苦痛が非常に大きい」

原子力損害賠償紛争審査会に出席した福島県の松本友作副知事は、県内の被害状況と早急な賠償金の支払いを訴えた。

福島県では、風評被害で出荷制限を受けていない農作物の価格も下落。商工業、観光業も打撃を受けた。県外の学校に転入し、放射能がうつると言われた子どももいる。「少しでも先が見えて県民が安心できるように速やかな救済を求めたい」という松本副知事の訴えは切実だった。

1次指針で農作物被害で賠償対象となるのは、政府などの指示で出荷制限された品目だ。今後はそれ以外の地域や品目でも売れなくなったり、値下がりした「風評被害」の扱いが問われる。茨城県の農協グループなどで作る「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」は原発事故の3月分の損害額を約18億4598万円と算定。原発事故で農作物の価格が70～80%程度下がったとしている。茨城県東海村で99年に起きた核燃料加工会社ジェー・シー・オー（JCO）臨界事故で風評被害が補償された前例はある。今回は福島県から関東地方の複数の県に影響が及ぶほど広がった。原発事故に収束の見通しが立たない中、風評被害の範囲を決めることには困難が予想される。

農作物の風評被害について、委員の中島肇・桐蔭横浜大法科大学院教授は「生産地の表示は県単位で行われている。その県の農産物価格が下落しているのだから、出荷制限の出た県の農産物はすべて賠償対象として、1次指針に盛り込むべきだった」と指摘した。

精神的苦痛については、どこまでを損害として認めるかの線引きも検討課題だ。この日の会合では、「ある程度被ばくし、将来がんになるかもしれないという不安を抱いている場合は認められるが、全く被ばくはしていないが放射性物質が出ているので怖いという不安は認められない」という意見が出され、異論は出なかった。しかし、委員からは「基準を作るのは難しく、時間がかかる」と指摘があった。

今後、被害者は東電に対し自分の被害を申告し、賠償について交渉を進める。この際、必要になるのが標準単価の設定だが、1次指針はその額を示していない。また、政府の指示で体育館など宿泊料のかからない施設に避難した人に支払われる賠償額の算定も課題だ。文科省は金額の設定について「5月中旬の次回会合までに算出するのは難しい」としている。一方、福島県の担当者である鈴木正晃県病院局長は、自主避難の費用や役場機能を移転した自治体の損害認定が課題として、「できるだけ多くの事例を調べ審査会に提言したい」と話す。【藤野基文、行友弥、西川拓、関雄輔】

#### ◇負担軽減図りたい東電 国の関与巡り綱引き

指針を受け、東電は農産物や事業所向け賠償の仮払いに向けた検討を始めた。ただ、賠償が広範囲に及び、東電が全額負担することになれば、経営が窮地に追い込まれるのは必至。東電は、東日本大震災が事業者の賠償を免責する「天災地変」にあたるとの見解をちらつかせながら負担軽減を図る考えで、公的負担を回避したい政府との綱引きは激しさを増している。

「一定期間の利益の中で賠償できる仕組みが望ましい」。東電の勝俣恒久会長らは26日の金融機関向け説明会で、損害賠償の枠組みに関し、東電の賠償負担に上限を設けることに期待感を表明。これに対し、枝野幸男官房長官は「(東電が)上限以上は補償しないということは許されない」と一蹴したが、東電の清水正孝社長は28日、記者団に対し、原子力損害賠償法の免責規定に言及するなど攻防は過熱している。

一方、損害賠償の枠組み策定に当たって、政府が東電以外の原子力事業者にも、「原発賠償機構(仮称)」への負担金を求めていることに対し、電力各社は慎重姿勢を崩さず、調整は難航。月内を目指していた損害賠償の枠組み公表は連休明けに先送りされた。

メリルリンチ日本証券の8日時点の推計によると、福島第1原発事故収束に半年かけた場合の損害賠償額は、避難住民への補償(精神的苦痛は含まず)や農産物の出荷制限のほか、風評被害も含めると、福島県だけだと2兆7357億円、茨城、栃木、群馬、千葉の4県を加えると12兆1879億円に上る。上田祐介リサーチアナリストは「国の関与なしでは弁済自体が難しい」と指摘する。

ただ、仮に国がある程度支援しても、「東電は賠償額を捻出するため電気料金を値上げせざるを得ない」(大手行幹部)との見方が強い。しかし、値上げには経済産業相の認可が必要。電力会社は燃料高などのコスト増は価格に転嫁できるが、料金改定の仕組みを定めた省令は今回のような損害賠償による値上げまでは想定していない。家計の負担につながるだけに、東電のリストラが不十分なままでは価格転嫁は難しいとみられる。【山本明彦、南敦子】毎日.jp